

【2014/08/04】



☆☆☆ SYO-Kニュース ☆☆☆

千葉県障害者就労事業振興センター

URL: <http://jusan-kassei.or.jp>

チャレチバURL: <http://ci-chiba.jp/>

Twitter★(^-^*)ふるるで〜す★: http://twitter.com/#!/SHINKO_CENTER



SYO-Kニュースは、(株)消費経済研究所が、障害者就労施設のみなさまの「安全・安心」な商品づくりに役立つ情報を振興センターのメーリングリストから配信するメールニュースです。

2014年8月より、毎月1回、関連する法令の最新情報を中心に配信いたします。

本メールニュースは、施設内で共有してお使いください。

【ご 注 意】

本アドレス宛に返信されますと、メーリングリストの全登録者宛に送られますので、返信しないようご注意ください。

♪♪♪目次♪♪♪

- ★「食品表示法」のポイントについて（消費者庁）
- ★「改正景品表示法」の公布について（消費者庁 6月13日）
- ★繊維製品の洗濯絵表示JIS改正について（経済産業省）

食品を摂取する際の安全性と一般消費者の合理的な食品選択の機会を確保することを目的とした「食品表示法」が、2013年6月28日に消費者庁より公布されました。

現在、2015年6月28日の施行に向けて、食品表示基準（案）について意見募集がおこなわれております。「食品表示法」は、加工食品を製造・販売している施設にとっては、非常に重要な法律です。施行後、食品表示基準を順守していない食品は、販売することができなくなります。（はーとふるメッセ千葉寺店、県庁店での販売や大手量販店でのバザーを含む）

特に、アレルギーについては、表示方法が変更になるだけでなく、表示の欠落や間違いが発生した場合は、速やかに自主回収をする必要があります。食品を製造・販売している施設にとって「食品表示法」への対策が必須であるため、千葉県障害者就労事業振興センターでは「食品表示法対応セミナー」を下記にて開催いたします。

【食品表示法対応セミナー】

9月9日（火）10:30～16:30 / 千葉市文化センター



丸1日がかりのセミナーとなりますが、他県でも非常に評価の高いセミナーですので、関係者の皆様には、是非、ご参加いただきたく、千葉県障害者就労事業振興センターのHPより、お申し込みを宜しくお願いいたします。

⇒ <http://9oo.jp/apN0Q6>

★「食品表示法」のポイントについて（消費者庁）

◆食品衛生法、JAS法、健康増進法の食品表示に関する規定を統合し、一元化

⇒所轄は消費者庁

◆商品回収や業務停止を命ずることのできる違反事項の1つにアレルギーを明記

⇒アレルギー表示方法の変更

◆違反表示に対し、一個人が行政に直接申入ができる申出制度を導入

⇒申出があった場合、行政機関は必要な調査を実施し、申出内容が事実の場合、適切な措置を実施

◆原則、全ての加工食品に栄養成分表示を義務化

⇒表示内容は、現行の5項目の栄養成分（エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム）

⇒表示義務免除事業者は、課税売上高が1,000万円以下の事業者

◆行政措置、差止請求、罰則の強化

⇒安全性に重要な影響を及ぼす表示違反（アレルギー、消費期限、加熱の可否）の事業者に対して、2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金

※指示・命令の過程を経ずに罰則を適用できる直罰規定

◆施行時期と栄養成分表示義務化の経過措置

⇒施行時期：2015年6月28日の予定

⇒栄養成分表示義務化の経過措置：2020年6月28日までの予定

<参考>消費者庁「食品表示法 説明資料」

⇒ <http://www.caa.go.jp/foods/pdf/130924shiryo1.pdf>

★「改正景品表示法」の公布について（消費者庁 6月13日）

●改正不当景品類及び不当表示防止法（改正景品表示法）が6月13日に公布されました。景品表示法は、一般消費者の利益の保護を目的に、商品やサービスなどの不当な表示を規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐため景品類の最高額を制限したものです。改正景品表示法の施行日は、本年12月1日となっております。

景品表示法は、食品、非食品の製造・販売をおこなっている施設、飲食店事業をおこなっている施設、役務を請け負っている施設など、多くの施設に関係の深い法律です。

現在の施設商品の中には、景品表示法の不当表示にあたる事例も見受けられます。

「どのような表示が景品表示法に違反するのか」については、今後、SYO-

Kニュースで、説明していきます。

●景品表示法の主な改正点

1. 行政の監視指導体制の強化

◆消費者庁を中心とする国の体制強化

⇒消費者庁を中心として、関係省庁が連携し、表示に関する監視指導を強化するための体制を確立

⇒消費者庁、消費生活センターの監視指導体制の強化、「食品表示モニター（仮称）」の導入

◆都道府県知事の権限強化

⇒都道府県知事が、措置命令（行政処分）をおこなえるようにし、地域の監視指導体制を強化

2. 事業者の表示管理体制の強化

◆食品表示等に関するコンプライアンス強化のため、事業者における表示に関する管理体制（表示責任者）の明確化

3. 改正施行後1年以内に、課徴金に関わる制度の整備について検討を加え、必要な措置を実施

<参考>消費者庁「景品表示法ガイドブック」

⇒ <http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130208premiums.pdf>

★繊維製品の洗濯絵表示 J I S 改正について（経済産業省）

●現在使用している繊維製品の J I S の洗濯絵表示が、I S O の洗濯絵表示との整合に向けて審議がおこなわれており、早ければ 2014 年に J I S が改正される予定です。

J I S が改正された後、同 J I S を家庭用品品質表示法に適用し、表示が義務付けられる予定です。改正されますと、表示記号が全て変わります。

◆表示記号の種類と数が「6分類22種類」から「7分類41種類」に拡大

◆表示記号の新設と削減

⇒「タンブル乾燥」「ウェットクリーニング」の表示記号が新設

⇒「絞り方」の表示記号が削減

◆改正以前よりも製品に対して、厳しい処理、上限表示（回復不可能な損傷を起こすことのない最も厳しい条件）をする方法が追加規定

◆表示順序の変更

⇒左から右へ「洗い方」「漂白」「タンブル乾燥」「自然乾燥」「アイロン」「ドライクリーニング」「ウェットクリーニング」を表示

現在審議中ですので、進捗につきましては、分かり次第、S Y O - K ニュースで、お知らせいたします。

<参考>経済産業省「繊維製品の洗濯絵表示 J I S 改正の検討について」

⇒ http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/sentakuehyouji_.pdf

(株)消費経済研究所では、商品検査、分析、商品開発、品質管理、衛生コンサルティング、市場調査、マーケティング、教育など、障害者就労支援事業所の実態に応じた様々なサービスを提供しております。

また、本メールニュースに対するご意見・ご要望もお待ちしております！！

SYO-Kニュース担当：

(株)消費経済研究所 品質管理サポート部 高田かおり

〒183-0033 東京都府中市分梅町3丁目51番4号

⇒ <http://www.syo-k.co.jp/>

■コンプライアンス専用の相談窓口を開設！相談は無料！

URL：<http://urx.nu/aGb0>

■お問い合わせ・ご意見はこちら

特定非営利活動法人千葉県障害者就労事業振興センター

URL：<http://jusan-kassei.or.jp>

住所：千葉市中央区亥鼻2-9-3

電話：043-202-5367 FAX：043-202-5368

E-Mail：center@jusan-kassei.or.jp

■千葉県の障害者福祉事業所の情報を掲載したポータルサイト

チャレンジド・インフォ・千葉

URL：<http://ci-chiba.jp/>

■振興センターへの入会申込はこちら

http://www.jusan-kassei.or.jp/outline/n_kai.html

【メールリングリスト登録解除手続き】

◇登録者で解除を希望される場合：件名に「登録解除希望」とご入力の上、次のアドレス center@jusan-kassei.or.jp へご返信ください。

◇管理者の判断で登録解除する場合があります。